栃尾地域の魅力発信事業基本構想策定業務委託 簡易評価型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

栃尾地域の魅力発信事業基本構想策定業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の目的

本業務は、数年後に予定されている国道 289 号 (八十里越) の開通を機に、栃尾地域が誇る長尾景虎 (上杉謙信) やあぶらげ (油揚げ) などの地域資源を十分に活用した効果的な魅力発信や更なる魅力向上に取り組み、市の東の玄関口となる栃尾地域の関係・交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るとともに、栃尾地域を足掛かりに市全体へ回遊させる観光誘客につなげる羅針盤となる地域ブランディング及びプロモーション計画を策定するもの。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日~令和7年3月31日

(5) 提案上限額

2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。) ※この金額は契約予定額を示すものではありません。

(6) 選定方法

簡易評価型プロポーザル方式による選定

(7) 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件に該当するものであることを 要します。

- ア 本業務に際して、現地打合せやオンライン会議を通して十分な協議を行える体制を整え、 当該地域で業務に携われる実施体制を構築できること。
- イ 過去5年度(平成31年4月1日~令和6年3月31日)のうちで、本業務と類似業務を処理した実績を有すること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者

- (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- オ この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を 受けていないこと。
- カ この公告の日以降に、民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年 法律第154号)に基づき、再生及び更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2項 に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。
- ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ケ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税の滞納をしていないこと。

2 スケジュール

項目	日程
公告及び実施要領の公表	令和6年4月24日(水)
参加表明書の提出期限	令和6年5月1日(水)
質問書の提出期限	令和6年5月9日(木)
質問に対する回答期限	令和6年5月16日(木)
提案書提出期限	令和6年5月23日(木)
ヒアリング審査	令和6年5月29日(水)
選定結果の通知	令和6年6月4日(火)
委託業務内容の契約締結	令和6年6月10日(月)

3 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出してください。

提出書類	・様式1「簡易評価型プロポーザル参加表明書」(1部)
	・様式2「誓約書」(1部)※本市の入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ。
提出方法	持参又は郵送、電子メールのいずれでも結構です。提出期限までに必着とし、持
	参以外の場合は、到着していることを必ず電話で確認してください。
提出先	長岡市栃尾支所地域振興課
	住 所 〒940-0222 長岡市中央公園1番67号
	(長岡市栃尾地域交流拠点施設トチオーレ内)
	電 話 0258-89-8611 (直通)
	FAX 0258-94-5210
	e-mail tco-chiiki@city.nagaoka.lg.jp
提出期限	令和6年5月1日(水)午後3時まで

4 質問書の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、以下により質問することができます。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び指定の提出方法以外での質問については、いか なる場合であっても回答しません。

質問方法	質問は、文書(任意様式、A4判)により電子メールで行うものとし、メール送
	信後に到着していることを必ず電話で確認してください。なお、文書には回答
	を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、メールアドレスを記載してください。
質問先	「3 参加表明書の提出」の提出先と同じ
質問受付期	参加表明書を提出した日から
間	令和6年5月9日(木)午後3時まで
質問の回答	参加表明書提出者全員に、令和6年5月16日(木)午後5時までに質問者名
	を伏して電子メールにより回答します。(こちらからの電話確認は行いません。)

5 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、本業務における取組方法等について専門的提案を求めることにより、知識や構想力・応用力などを評価するものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ本市と協議しながら行うものとする。

(2) 提案書の作成方法

下記事項について、資料を作成してください。

ること。

ト記事頃について、資料を作成してくたさい。		
提案書内容	別紙仕様書を熟読の上、下記内容を含む提案書を作成してください。	
	ア 表紙(業務名、事業所名、担当者名含む)	
	イ 目次	
	ウ 事業所概要(所在地、代表者名、設立趣旨、業務内容等)	
	エ 過去5年度(平成31年4月1日~令和6年3月31日)又は現在受注し	
	ている類似業務 (2件まで)	
	オ 本業務への取組体制(実施体制人数、事務分担、連絡体制)	
	カ 取組方針と実施手法	
	別紙仕様書「2 業務目的」及び「4 業務内容」を踏まえた上で、取組方	
	針や実施手法等について、実務をイメージできるよう提案すること。	
	・当該地域の現状を踏まえ、ブランディング及びプロモーション計画に対	
	する認識や考えを具体的に記載すること。	
	・委託者と受託者の役割を明確にすること。(本市に求める業務内容等)	
	キ 事業完了までの工程表	
	クー費用見積	
	事業費見積額の算出根拠として、具体的な作業内容と概算経費を記載す	

	※別途、見積書(任意様式)の提出をお願いいたします。
提案書の書式	・用紙の大きさはA4/片面カラー印刷としてください。用紙の向き(横・縦)
	は問いません。
	・ページ枚数は提案書内容ア~クを含んだ内容とし、15ページを上限とす
	る。
	・文字の大きさは10ポイント以上とします。
提出部数	10部
	提出後、長岡市栃尾支所地域振興課(tco-chiiki@city.nagaoka.lg.jp)へ提
	案書データ(PDF形式)を送付してください。
提出方法	持参又は郵送で提出してください。提出期限までに必着とし、郵送の場合は
	到着していることを必ず電話で確認してください。
提出先	「3 参加表明書の提出」の提出先と同じ
提出期限	令和6年5月23日(木)午後3時まで

(3) 提案書の書式

- ア 参加者は、本書及び関連書類に記載されている一切の内容について同意したものとします。
- イ 提出期限以降に提出された提案書は受け付けません。
- ウ 提出期限以降の提案書の差替え及び再提出は認めません。
- エ 提案書の提出は1者あたり1提案のみとします。
- オ 提案書に記載した本業務に携わる従事者は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、 変更できないものとします。
- カ 提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。
 - ・提案書の作成要領に定められた内容及び様式に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。

6 ヒアリング

提案書の内容を確認するため、次のとおりヒアリングを実施します。

(1) 期日 (予定)

令和6年5月29日(水曜日)午前9時30分から午後5時までの30分程度

(2) 会場

長岡市栃尾地域交流拠点施設トチオーレ 会議室1 (長岡市中央公園1番67号)

(3) 実施方法

ア 開始前準備・・・5分

イ プレゼンテーション・・・15分※1

- ウ 質疑応答・・・10分程度※2
- ※1 各設定時間を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その 時点で終了すること。
- ※2 質問事項によっては質疑応答の時間は変動する可能性があります。

(4) その他

ア ヒアリングの参加者は3名までとします。

イ ヒアリングの時間等は別途通知します。なお、ヒアリングの順は提案書の提出順とします。

ウ 追加資料の配布はできません。

7 選考方法及び評価基準

(1) 本プロポーザルにおける審査

本市職員等で組織する評価委員会において、提案書の内容とヒアリング結果を総合的に評価し、優先交渉権者を特定します。この場合において、見積金額が1(5)に記載する金額を超えている場合はその他の評価に関わらず特定の対象外とします。

なお、提案者が1者の場合でもヒアリングを実施し、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に評価した上で適格と認められた場合、優先交渉権者として特定します。

(2) 選考評価基準

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

8 選考結果の通知

- (1) 特定、不採用の通知は参加全者に電子メールで文書形式にて通知します。
- (2) 不採用通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内(休日を含む)にその理由の説明を書面で求めることができます。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含む)に書面により行います。
- (4) 不採用理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

ア 受付場所: 「3 参加表明書の提出」の提出先と同じ

イ 受付時間:午前9時から午後5時まで

9 契約

(1) 契約内容の再確認・協議

優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本市の承認を得ることとします。

このとき、提案書等に虚偽の記載等が判明した場合には、次点の者と再確認を行うことと します。また、優先交渉権者が契約までの間に失格となった場合においても、次点の者と契 約に向けた協議を行うものとします。 提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた協議を行います。ただし、優先交渉権者の都合により提案内容を契約に反映することができない場合、又は、個別協議が整わなかった場合には、次点の者との協議を開始します。

協議が整った者を、契約を予定する契約候補者とします。

(2) 契約予定額

契約を予定する額は、提案見積書に記載された額を基に、契約に向けた協議の中で決定することとします。

10 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合、著作物の不正使用等不法行為が発覚した場合、その提案 書は特定しません。また、特定後に発覚した場合はその決定を取り消すものとします。こ の場合において、選考結果が次点の事業者の提案を特定するものとします。
- (3) 提出された提案書は返却しません。
- (4) 特定された提案書に記載した内容についての著作権は、原則、本市に帰属するものとします。
- (5) 参加表明書及び提案書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、病気、 死亡、離職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務実施能力が あるとの了解を委託者から得なければなりません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例(平成7年長岡市条例33号)に基づき公開する。